

「倫理的消費」調査研究会の開催について

平成 27 年 5 月
消 費 者 庁

1. 趣旨

より良い社会に向けて、人や社会・環境に配慮した消費行動（倫理的消費）への関心が高まっている。こうした消費行動の変化は、消費者市民社会の形成に向けたものとして位置づけられるものであり、日本の経済社会の高品質化をもたらす大きな可能性を秘めている。

しかしながら、こうした動きは緒に就いたばかりであり、社会的な仕組みも整備されていない。消費行動の進化と事業者サイドの取組が相乗的に加速していくことが重要である。

以上を踏まえ、消費者庁において、倫理的消費の内容やその必要性等について検討し、国民の理解を広め、日常生活での浸透を深めるためにどのような取組が必要なのかについて調査研究を行う『「倫理的消費」調査研究会』を開催する。

2. 主な検討事項

- (1) 倫理的消費の必要性とその効果
 - ・ 倫理的消費の歴史
 - ・ 倫理的商品（エシカルプロダクツ）の事例
 - (2) 倫理的消費の定義・範囲
 - (3) 倫理的消費の度合い（エシカル度）を計る基準、指標
 - (4) 我が国における倫理的消費の実態調査
 - (5) 海外における倫理的消費の実態調査
 - (6) 倫理的消費を広く普及させていく上での課題と対応
- 併せて、啓発活動の具体化を図る。

3. 構成及び運営

- (1) 研究会は、消費者庁長官が開催する。
- (2) 研究会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 研究会に座長を置く。
- (4) 研究会は公開とし、配布資料、議事要旨は、研究会終了後速やかに消費者庁ウェブサイトに掲載する。
- (5) 座長は、上記のほか、研究会の運営に関し必要な事項を定める。

4. 開催スケジュール

平成 27 年 5 月から、2 か月に 1 回程度開催（平成 27 年度は、5 月、6 月、8 月、10 月、12 月、平成 28 年 2 月の開催を予定）

「倫理的消費」調査研究会 構成員名簿
(敬称略、五十音順)

足立	直樹	株式会社レスポンスアビリティ代表取締役
阿部	治	立教大学教授
飯泉	嘉門	徳島県知事
生駒	芳子	ファッションジャーナリスト
伊藤	和良	川崎市経済労働局長
小倉	寿子	一般社団法人全国消費者団体連絡会
柿野	成美	公益財団法人消費者教育支援センター総括主任研究員
金丸	治子	イオン株式会社グループ環境・社会貢献部部長
河口	真理子	株式会社大和総研調査本部主席研究員
佐野	真理子	主婦連合会参与、特定非営利活動法人グリーンコンシューマー東京ネット理事
潮谷	義子	日本社会事業大学理事長、環境福祉学会副会長
島田	広	弁護士
嶋田	行輝	損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社 CSR 部長
清水	きよみ	公益社団法人消費者関連専門家会議事務局長
末吉	里花	フリーアナウンサー、エシカル協会代表
高山	靖子	株式会社資生堂常勤監査役
竹内	光男	東京サラヤ株式会社管理本部総務部産学官連携事業部長
長崎	達夫	パナソニック株式会社環境・品質センター環境経営推進部部長
中原	秀樹	東京都市大学教授、国際グリーン購入ネットワーク会長
西村	隆男	横浜国立大学教授、日本消費者教育学会会長
平井	伸治	鳥取県知事
福田	伸也	京都府消費生活安全センター長
松本	英明	日本生活協同組合連合会ブランド戦略本部政策基準担当
宮崎	喜久代	公益社団法人経済同友会政策調査部マネジャー
山本	明	東京都生活文化局消費生活部長
山本	良一	東京都市大学特任教授、東京大学名誉教授
葭内	ありさ	お茶の水女子大学附属高等学校教諭
渡辺	龍也	東京経済大学教授、一般社団法人日本フェアトレード・フォーラム監事

消費者基本計画（平成 27 年 3 月 27 日閣議決定）より抜粋

第 4 章 5 年間で取り組むべき施策の内容

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

また、消費者が、自らの消費行動が環境、社会、文化等の幅広い分野において他者に影響を及ぼし得ることへ理解を深めていくことが必要である。リサイクルの推進、適正な廃棄及び食品ロスの削減に向けた取組のほか、被災地の復興に対する理解を深めることなどにも貢献する E S D（Education for Sustainable Development；持続可能な開発のための教育）の普及啓発に努める。また、地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動（倫理的消費）や、開発途上国の生産者と先進国の消費者を結び付けることで、より公正な取引を促進し、開発途上国の労働者の生活改善を目指す「フェアトレード」の取組にも関心が高まっている。こうした持続可能なライフスタイルへの理解を促進するため、消費者庁において、倫理的消費等に関する調査研究を実施する。

消費者基本計画工程表（平成 27 年 3 月 24 日消費者政策会議決定）より抜粋

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 消費者教育の推進	⑩持続可能な開発のための教育の推進	倫理的消費等に関する調査研究を実施【消費者庁】					研究会の開催状況